

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更（案）について (概要)

令和7年1月29日
内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

- ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、3年ごとに実態調査を行った上で、見直しを検討することとされている
- 基本法においては、変更の案を作成しようとするときには、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならないとされている

平成30年10月 ギャンブル等依存症対策基本法施行

平成31年4月 ギャンブル等依存症対策推進基本計画策定（閣議決定）

令和4年3月 基本計画変更（閣議決定）

＜今回の計画変更の検討経緯＞

令和6年8月 実態調査結果の公表

※ギャンブル等依存症が疑われる者の割合は成人の1.7%
(前回調査（令和2年度）との間に統計的な有意差はなし)

令和6年9月 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（4回開催）

～令和7年1月

令和7年3月 ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官）開催

“ 基本計画変更（閣議決定）

これまでの主な取組と成果

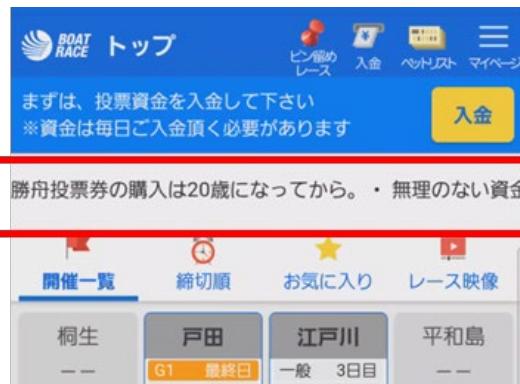
①公営競技における取組

○ 広告・宣伝の在り方

- 各関係事業者において広告・宣伝に関する指針を策定、運用を開始

○ のめり込み防止のための取組

- 本人・家族申告による入場制限やインターネット投票の利用停止措置（アクセス制限）の利用促進
- 公営競技場及び場外発売所のATM撤去完了
- インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入



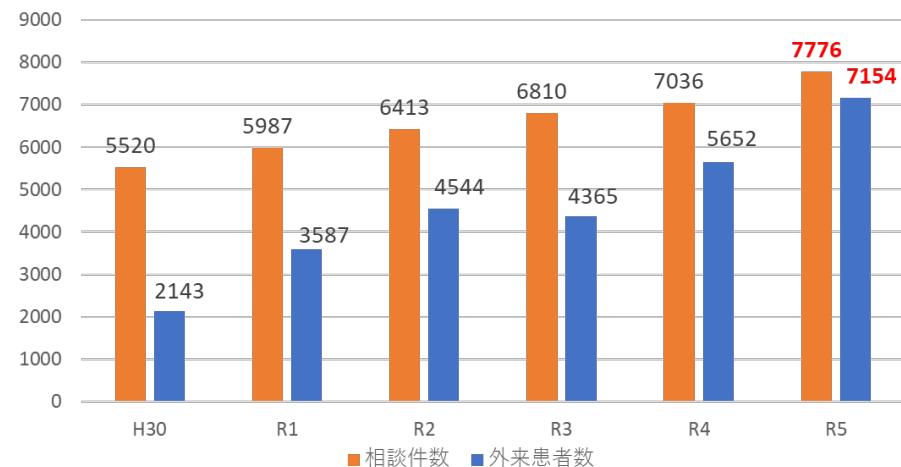
②ぱちんこにおける取組

- 出玉規制を強化した遊技機への入れ替え完了
- アクセス制限について、チェーン店等の複数店舗への一括申告を可能とする運用を開始

③依存症の相談・治療体制の整備

- 全都道府県・政令市（67団体）で相談拠点の設置完了
- 依存症専門医療機関の設置自治体数は58まで増加

精神保健福祉センターにおける相談件数と
依存症専門医療機関における外来患者数の推移



※「衛生行政報告例」、依存症対策全国センター資料を参考に作成

④オンラインカジノ等の取締り

オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況

	R4	R5	R6.11末
検挙人員	59人	107人	253人

摘発事例

- 賭客
- オンラインカジノサイトへの誘引者
- 収納代行業者
- 国内の違法ギャンブル運営者

現状

- ・コロナ禍を経てギャンブルのオンライン化が一層進行（例：公営競技においては売上の8～9割がインターネット投票）
- ・地域における関係機関間の更なる連携強化が必要

今後の取組

1. ギャンブルのオンライン化への対応

オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘がある

- （例）
- ・時間や場所を選ばずにアクセスができる
 - ・実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなる
 - ・より短期間により多額の借金を抱える傾向



① アクセス制限等の利便性向上及び効果的な周知

- （例）
- ・申請のオンライン化等利便性の向上を検討
 - ・医療・相談の現場と連携し、当該制度を積極的に紹介し、活用を促進する

② インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる

③ クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

2. 若年者対策の強化

医療・相談現場において、若年者からの相談が増加しているとの指摘がある



- ① 動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化
- ② 若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化
- ③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討

3. 依存症対策の基盤整備等

- ① 地域における専門医療機関等の整備の推進
- ② 多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化
- ③ 宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進

現状

- 近年、オンラインカジノへのアクセス数の増加と共に伴う依存症の問題が強く指摘されており、取締りに加え、関係省庁が連携し、
 - 1 オンラインカジノの違法性についての広報啓発・教育
 - 2 オンラインカジノやインターネット上における広告・紹介サイトへのアクセスの抑止
 - 3 オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止等の対策を推進する必要。

今後の取組

1. 取締りの強化

- オンラインカジノを含めたオンライン上で行われる賭博事犯に対しては、賭客のみならず収納代行業者やアフィリエイター等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化。

2. オンラインカジノの違法性等の周知

- ポスターやSNS等を活用し、広く違法性の周知等を推進するとともに、青少年向けのリーフレットや「インターネットトラブル事例集」等の資料や非行防止教室等の機会を活用するなどして、青少年への教育・啓発を実施。

3. オンラインカジノへのアクセス対策

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じて、オンラインカジノの広告表示や紹介サイトの開設の禁止等適切な対応をとるよう、事業者に普及啓発を実施。また、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後には大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進。

- 広くフィルタリングの普及啓発を実施するとともに、事業者に働き掛け、フィルタリングの導入を推進。また、依存症患者への治療の現場においてフィルタリングの活用についても検討されるよう、医療従事者への周知を実施。

4. オンラインカジノの決済手段対策

- オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止のため、事業者等に対する注意喚起、要請等を実施。